

## 9月は『がん征圧月間』です

～がん検診 未来の自分にできること～  
公益財団法人日本対がん協会 2018年度スローガン

国民病の1つであるがんは、死因の第1位で、およそ2人に1人ががんにかかり、3人に1人が亡くなっています。しかし、生活習慣や生活環境を見直すことでがんを予防できます。がんは進行した段階で初めて症状が出る場合が多く、早期のがんで症状が出ることはほとんどありません。毎年、又は2年に1回定期的に検診を受けましょう。

### 『がん』を防ぐための新12か条

1. たばこは吸わない
2. 他人のたばこの煙をできるだけ避ける
3. お酒はほどほどに
4. バランスのとれた食生活を
5. 塩辛い食品は控えめに
6. 野菜や果物は豊富に
7. 適度に運動
8. 適切な体重維持
9. ウイルスや細菌の感染予防と治療
10. 定期的ながん検診を
11. 身体の異常に気がいたら、すぐに受診を
12. 正しいがん情報でがんを知ることから

(公益財団法人がん研究振興財団「がんを防ぐための新12か条」より)



## ウォーキングをしよう!!

村では、健康づくりの一環として、村健康運動サポーターの協力のもと、健康づくりウォーキングマップを作成しています。そのウォーキングコースを健康運動サポーターと一緒に歩いてみませんか。成人の男性は1日9,000歩、女性は8,500歩以上歩くと、健康でいられる期間が長くなると言われています。実際にどのくらいの距離、時間なのかを体感して、健康を維持しましょう。

- ◆日時 9月18日(火) 午後1時30分
- ◆場所 役場周辺コース (集合：万葉クリエートパーク ピクニック広場)
- ◆対象者 村民(概ね30歳～64歳)
- ◆持ち物 水分補給ができるもの タオル、帽子等
- ◆申込期限 9月12日(水)
- ◆申込・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253



## 施設老朽化による油流出事故が多発しています

- ◆老朽化した施設からの油漏れが増加しており、特に埋設された配管は点検が困難で、油漏れが発見されにくくなっています。(油が流出して100万円以上の原因者負担となった事例もあります。)
- ◆配管の定期的な点検や目視・打音による確認をお願いします。
- ◆油流出事故が発生した場合には、速やかにオイルフェンス・吸着マット等による拡散防止に努め「水質汚濁対策連絡協議会事務局」、又は都市建設課に連絡をお願いします。

状況：側溝内の送油管が老朽化により穴が開き、油漏れが発生した。



状況：送油管の裏が老朽化により穴が開き、油漏れが発生した。



▲▲水質事故発生事例▲▲

◆連絡・問い合わせ先 江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会 事務局  
国土交通省 北上川下流河川事務所 管理課 ☎0225-94-9852  
都市建設課 ☎341-8515

## 9月9日「救急の日」・9月9日～15日「救急医療週間」

救急業務や救急医療に対して皆さんの理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、毎年9月9日を「救急の日」、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。村内の救急車の出動件数は、今年1月から6月までの半年間で延べ151件(前年同期139件)でした。出動件数は年々増加傾向で、高齢者の増加もありますが、救急車の不適正利用も増加の要因の1つとなっています。

緊急ではない場合に救急車を呼ぶと、本当に必要とする人への到着時間の遅れにもつながります。誰もが安心して救急医療を受けられるよう心がけましょう。



## 9月20日～26日「動物愛護週間」

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適切な飼養について関心と理解を深めていただくために設けられました。

ペットは家族の一員であり、私たちに潤いと安らぎをもたらしてくれますが、飼い方のマナーを守らない人によって近隣トラブルの原因にもなってしまいます。

ペットを飼う際には、安全に飼育できる環境を確保しマナーを守りましょう。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512



## 9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

私たちの日常生活や事業活動からは、大量の廃棄物が出されています。その一部が、心ない人たちによって人目につきにくい山間や河川に安易に捨てられるといったケースや、道路や空き地などに空き缶や空きビンが捨てられている事案が発生しています。また、ごみ集積所に出せない物を放置するルール違反ごみも確認されています。村では不法投棄監視員4名で、巡回パトロールを通じて不法投棄の防止や早期発見に努めています。不法投棄は「しない」「させない」「許さない」という意識をもち、不法投棄を根絶しましょう。

◆不法投棄監視員

氏名	担当地区
斎藤 信正	東部地区(駒場、大森、奥田)
堀籠 文郎	西部地区(大瓜上、大瓜下、松原)
布施 征	南部地区(衡中、衡中東、ときわ台、衡中北、衡下)
早坂 勝三	北部地区(衡上、蕨崎、衡東)



不法投棄は犯罪です

### 《ごみ集積所には出せません!》

- ①事業所の営業活動によるごみは集積所には出せません。許可業者と契約して処理してください。(環境管理センターへ直接搬入することもできます)
- ②引越しや植木の剪定などで大量のごみが出る場合は、環境管理センターへ直接搬入してください。(処理料金が掛かります。また、手続きが必要ですので住民生活課に問い合わせください。)
- ③粗大ごみは処分券(1点400円)を購入し、村委託業者へ収集を依頼してください。